第九管区海上保安本部公示第1号

水路業務法 (昭和25年法律102号) 第8条の規定に基づき、水路測量の実施につい て、次のとおり公示する。

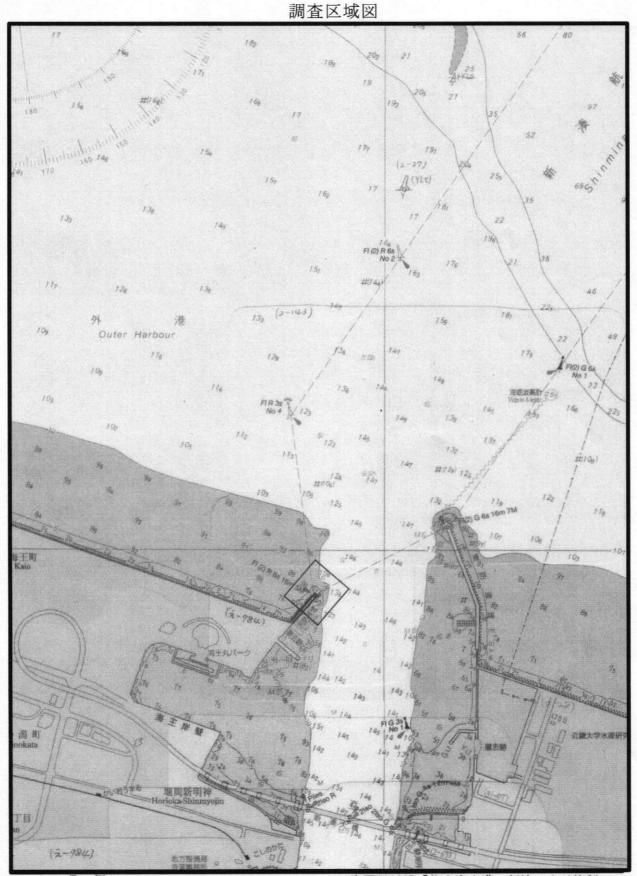
令和3年1月18日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己

伏木富山港新湊区の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所 住所 富山県富山市牛島新町11-3
 - (2) 名称 第九管区海上保安本部 住所 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間 区域 伏木富山港新湊区(付図に示すとおり) 期間 令和3年1月20日から1月29日までのうち2日間
- 3 水路測量の実施方法 GNSS により測位し、音響測深機による測深及び岸線測量を行う
- 4 航行船舶に対する安全措置
 - イ 作業船は、水路業務法施行規則 (昭和25年運輸省令第55号) 第6条に定 める白紅白の標識を掲げる。
 - ロ 九管区水路通報により周知する。



凡

海図W1162B「伏木富山港 新湊」より複製